

土木関係災害支援員派遣制度実施要綱

(趣旨及び目的)

第1 この要綱は、和歌山県内において、地震、津波及び風水害などの大規模災害が発生した場合に、市町村にある公共土木・農林業施設の被災情報等を迅速、かつ効率的に収集・整理し、応急対策や早期復旧に寄与することを目的として、和歌山県（以下「県」という。）が土木関係の行政の業務経験を有する者を被災市町村に派遣する土木関係災害支援員派遣制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「土木関係災害支援員」（以下「支援員」という。）とは、県からの支援依頼を受け、無報酬で支援活動を行う者として登録された者をいう。
- (2) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条各号の施設のうち和歌山県及び県内市町村の維持管理に属する施設をいう。
- (3) 「農林業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）等に基づく農業及び林業用施設をいう。

(活動内容)

第3 支援員は、被災市町村の庁舎において次の各号に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 公共土木・農林業施設の被災情報等の収集・整理
- (2) 簡易な災害対応支援（各市町村の災害対策本部等で必要と認められる業務のうち、電話対応や簡易な事務作業等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために被災市町村の庁舎内で必要と認められる活動

(登録対象者)

第4 登録対象者は、第1条及び第2条第1号の趣旨に賛同し、自らが有する知識及び技術をもって積極的に支援活動を行う意欲のある者で、次の各号に掲げる業務経験がある行政機関退職者とする。

- (1) 道路、河川、砂防、下水、都市計画、港湾、漁港等の技術的業務
- (2) 建築、設備等の技術的業務
- (3) 農業土木、森林土木等の技術的業務

(登録)

第5 登録を行おうとする者は、登録に必要な事項を記載した申込書を和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(登録の有効期間)

第6 登録の有効期間は3年とする。ただし、初回の登録の有効期間は、登録の日から3年を経過する日までの間に到来する最後の3月31日までとする。

(登録の変更)

第7 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、知事に届出を行うものとする。

(登録の更新、取消し)

第8 登録の有効期間の更新又は取消しを受けようとする者は、第5条の有効期間の満了日までに、別に定めるところにより更新又は取消しの手続を行うものとする。

(支援対象団体)

第9 本制度による支援を受けることができる団体は、県内の市町村とする。

(派遣の要請)

第10 知事は大規模な災害が発生した場合は、市町村に対し支援員の派遣の可否を照会し、派遣が必要と判断される場合は、支援員を派遣する。

(費用の負担等)

第11 支援活動及びこれに関する研修等は無償とする。ただし、支援活動のため、支援員の派遣に伴う旅費及びボランティア保険に要する費用は、原則として県が負担する。

(その他)

第12 この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。